



市公式キャラクター  
たっけー☆☆

平成 27 年  
9 月 15 日  
No. 935

人口と世帯数 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	
男	29,422
女	29,130
計	58,552
世帯数	29,631



今号の主な記事

2面 マイナンバーに関する重要なお知らせ 3面 「友好祭パネル展」を開催します 4面 高齢者の皆さんの生活を支援します  
5面 高次脳機能障害 相談・講演会 6面 図書館の休館について 7面 インターバル速歩体験会 8面 保健ガイド

## 賢く防ごう消費者被害！！

### ～福生市での消費者行政の取り組みについて～

👉 こんな時は、消費者相談室へお気軽にご相談ください！

消費者相談室では現在、専門の相談員 2 名で市民の皆さんからのご相談をお受けしています。今回、消費者相談室の取り組みについて、専門の相談員にお聞きしました。



**Q. 消費者相談室ではどんな相談ができるの？**

A. 「突然業者が家に来て、高額な浄水器を契約したけれどやめたい」「心当たりがない請求メールが届いた」など、事業者との間に起きた契約等のトラブルの相談を受けています。相談内容によって他機関の相談窓口も紹介しますので、どこに相談しようか悩んだ場合もご相談ください。

**Q. 個人情報は守られるの？**

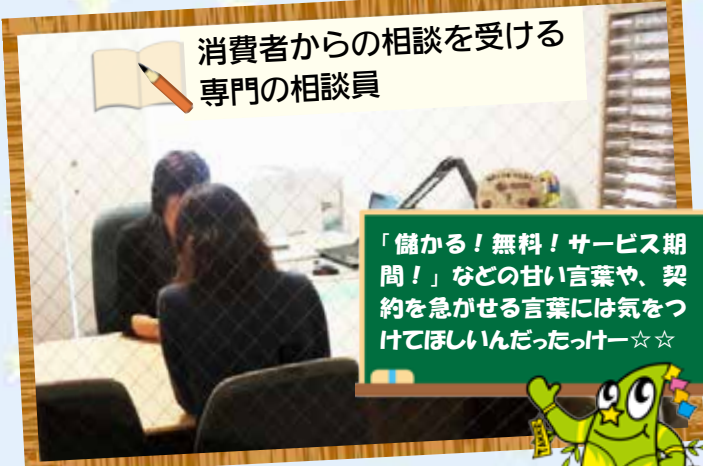
A. 相談を受けた際、差し支えの無い範囲で氏名・住所等をうかがいますが、個人情報は相談処理の目的にのみ利用し、本人の同意なくほかの目的で使用しません。ただし、個人を特定する情報（氏名・住所・電話番号等）を除いた相談概要は、同様の相談処理・統計資料・消費者教育などに活用します。

**Q. 最近多い相談は？**

A. 【通信販売】ネットショッピングで商品を購入したが、粗悪であったり届かないケース。  
【不当請求】ワンクリック請求を受けて、その解決をネットで見つけた事業者に依頼して二次被害を被るケース。「誤操作の方はこちら」をクリックしたが、高額な請求をされるケース。  
【点検商法】ダニのチェックをするから布団を見せてと言われ、次々に布団を買わされるケース。マンションの管理組合を名乗る者から配水管の点検に来たと言われ、配水管を取り替える契約をするケースなど。

**Q. 市民の皆さんへアドバイスをお願いします！**

A. 契約してしまうと、「仕方がない」と誰にも相談しない方がいますが、声を上げないと次々と狙われることも多いです。場合によっては解決が難しいこともあります。場合によっては解決が難しいこともありますが、今後狙われないためにもご相談ください。



〈福生市消費者相談室の概要〉

【日時】月・木曜日の午前 10 時～正午・午後 1 時～4 時（祝日・年末年始を除く）  
【場所】市役所第二棟 2 階第 2 相談室  
【対象】市内在住・在勤・在学の方※先着順（予約不可）  
【相談方法】電話及び来所  
【問合せ】消費者相談室 ☎ 551・1699（シティセールス推進課産業活性化グループ）

決して連絡しない！支払わない！

**架空請求！**

手紙、はがきまたはメールなどで、使った覚えのないアダルトサービスなどの情報料を請求する商法のこと。 **ポイント！**

心当たりのない請求は無視するのが 1 番。絶対に請求元に連絡してはいけません。

「気を付けて！悪質商法・振り込め詐欺！」

## たっけー☆☆の消費者啓発ラッピングを施した福祉バスが市内を走ります！！

福生市では、9 月中旬から市内を走行する 2 台の福祉バス（もくせい号及びつつじ号）に「たっけー☆☆」のラッピングを施し、福生警察署と協力して消費者啓発をします。

悪質商法に対してはきっぱり「NO!」と伝えること、不審な電話については家族や警察、消費者相談室に相談することが何よりも大切です。

【問合せ】シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699（特殊詐欺に関する問合せ）福生警察署 ☎ 551・0110



※画像はイメージです